

鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 災害を受けた鉄道の存する地域の交通手段の状況、当該鉄道に係る鉄道事業の事業構造の変更による経営の改善の見通しその他の事情を勘案して特に必要があると国土交通大臣が認める場合の災害復旧事業の補助率は、三分の一以内において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率とするものとする。

(第二条第一項関係)

第二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第五項第三号の政令で定める数を、一とするものとする。

(第二条第三項関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 この政令は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）の施行の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

第五 改正後の鉄道軌道整備法施行令（昭和三十三年政令第二百五十六号）第二条第一項の規定は、鉄道事業者が平成二十八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に施行を開始した災害復旧事業についても、適用するものとする。

(附則第二項関係)

政令第 号

鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第五項第三号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

鉄道軌道整備法施行令（昭和三十三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項第三号口中「閉塞装置」を「閉塞装置」に改める。

第二条第一項中「第八条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「二割五分」を「四分の一（災害を受けた鉄道の存する地域の交通手段の状況、当該鉄道に係る鉄道事業の事業構造の変更による経営の改善の見通しその他の事情を勘案して特に必要があると国土交通大臣が認める場合は、三分の一）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第八条第五項第三号の政令で定める数は、一とする。

附 則

1 この政令は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

2 改正後の鉄道軌道整備法施行令第二条第一項の規定は、鉄道事業者が平成二十八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に施行を開始した災害復旧事業についても、適用する。

理由

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行に伴い、激甚災害等に係る鉄道の災害復旧事業に関する補助の要件に係る係数等を定める必要があるからである。

鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○鉄道軌道整備法施行令（昭和三十三年政令第二百五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害復旧事業）</p> <p>第一条 鉄道軌道整備法（以下「法」という。）第八条第四項又は第五項の規定によりその経費を補助することができる災害復旧事業は、災害を受けた鉄道の施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）を目的とする事業及び災害を受けた鉄道の施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業であつて、次に掲げるものの以外のものである。</p> <p>一 工事に要する費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>二 維持工事とみるべきもの</p> <p>三 設計の不備又は工事施行の粗漏によつて生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>四 維持管理の方法が適當でなかつたことによつて生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>2 前項の鉄道の施設の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる線路施設</p> <p>イ 軌道（線路舗装を含む。）</p> <p>ロ 路盤</p> <p>ハ 線路切取</p> <p>ニ 線路築堤</p> <p>ホ 土留擁壁</p> <p>ヘ 橋</p> <p>ト 伏せ樋</p> <p>チ 排水溝</p>	<p>（災害復旧事業）</p> <p>第一条 鉄道軌道整備法（以下「法」という。）第八条第四項の規定によりその経費を補助することができる災害復旧事業は、災害を受けた鉄道の施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）を目的とする事業及び災害を受けた鉄道の施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業であつて、次に掲げるものの以外のものである。</p> <p>一 工事に要する費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>二 維持工事とみるべきもの</p> <p>三 設計の不備又は工事施行の粗漏によつて生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>四 維持管理の方法が適當でなかつたことによつて生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>2 前項の鉄道の施設の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる線路施設</p> <p>イ 軌道（線路舗装を含む。）</p> <p>ロ 路盤</p> <p>ハ 線路切取</p> <p>ニ 線路築堤</p> <p>ホ 土留擁壁</p> <p>ヘ 橋</p> <p>ト 伏せ樋</p> <p>チ 排水溝</p>

- リ トンネル
- ヌ 防砂設備
- ル 防雪設備
- ヲ 防波設備
- 二 次に掲げる停車場施設
 - イ 転車台
 - ロ 遷車台
 - ハ 給水設備
 - ニ 給油設備
 - ホ 給炭設備
 - ヘ 乗降場
 - ト 貨物積卸場
- 三 次に掲げる運転保安施設
 - イ 信号扱所建物
 - ロ 閉塞装置
 - ハ 信号装置
 - ニ 連動装置
 - ホ 転轍装置
 - ヘ 踏切保安装置
- 四 次に掲げる電気施設
 - イ 送電線路
 - ロ 饋電線路
 - ハ 電車線路
 - ニ 配電線路
 - ホ 変電設備（変電所建物を含む。）
- 五 通信施設
- 六 鉄道車両

（災害復旧事業費の補助）
 第二条 法第八条第四項又は第五項の規定による補助は、災害復旧事業に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費についてするも

- リ トンネル
- ヌ 防砂設備
- ル 防雪設備
- ヲ 防波設備
- 二 次に掲げる停車場施設
 - イ 転車台
 - ロ 遷車台
 - ハ 給水設備
 - ニ 給油設備
 - ホ 給炭設備
 - ヘ 乗降場
 - ト 貨物積卸場
- 三 次に掲げる運転保安施設
 - イ 信号扱所建物
 - ロ 閉塞装置
 - ハ 信号装置
 - ニ 連動装置
 - ホ 転轍装置
 - ヘ 踏切保安装置
- 四 次に掲げる電気施設
 - イ 送電線路
 - ロ 饋電線路
 - ハ 電車線路
 - ニ 配電線路
 - ホ 変電設備（変電所建物を含む。）
- 五 通信施設
- 六 鉄道車両

（災害復旧事業費の補助）
 第二条 法第八条第四項の規定による補助は、災害復旧事業に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費についてするものとし、そ

のとし、その補助率は、四分の一（災害を受けた鉄道の存する地域の交通手段の状況、当該鉄道に係る鉄道事業の事業構造の変更による経営の改善の見通しその他の事情を勘案して特に必要があると国土交通大臣が認める場合は、三分の一）以内において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率とする。

2 前項の本工事費及び附帯工事費には、購入その他これに準ずる方法のみによつて災害復旧事業を行う場合における購入費その他これに準ずる費用、応急工事が復旧工事の一部となる場合における当該応急工事に要した費用及び復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

3 法第八条第五項第三号の政令で定める数は、一とする。

の補助率は、二割五分以内において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率とする。

2 前項の本工事費及び附帯工事費には、購入その他これに準ずる方法のみによつて災害復旧事業を行う場合における購入費その他これに準ずる費用、応急工事が復旧工事の一部となる場合における当該応急工事に要した費用及び復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

（新設）

鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）（抄）
（助成の対象とする鉄道）

第三条 この法律の規定に基く助成の対象とする鉄道は、第一号若しくは第三号に該当するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの、第二号に該当するもので当該改良計画につき国土交通大臣の承認を受けたもの又は第四号に該当するものとする。

一〜三 （略）

四 洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害を受けた鉄道であつて、すみやかに災害復旧事業を施行してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるもの

2 （略）

（補助）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 政府は、第三条第一項第四号に該当する鉄道の鉄道事業者がその資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

5〜8 （略）

○鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）（抄）

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 政府は、前項に定めるもののほか、第三条第一項第四号に該当する鉄道に係る災害復旧事業が、次の各号のいずれにも該当するとき、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること。

二 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

三 当該災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害復旧事業に係る災害を受けた日の属する事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の前事業年度末から遡り一年間における当該鉄道の運輸収入に政令で定める数を乗じて得た額以上であること。

四 基準事業年度の前事業年度末から遡り三年間（基準事業年度の前事業年度末において当該鉄道がその運輸開始後三年を経過していない場合にあつては、当該運輸開始後基準事業年度の前事業年度末までの期間）における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。
第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。
第十五条の二中「第八条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「さかのぼり」を「遡り」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2・3 （略）